

# 農業委員会だより

■問い合わせ先 農業委員会事務局 ☎(32)8915

## 農業委員会総会

農業委員会は、毎月、総会を開催し、農地の権利移動や転用などについて審議しています。

令和4年度の開催予定は下表のとおりです。農地の移動や転用を考えている方は、日程に合わせてお早めに事務局へご相談ください。

### ■日程

申請期限	定例総会
4月8日(金)	4月25日(月)
5月10日(火)	5月25日(水)
6月10日(金)	6月27日(月)
7月8日(金)	7月25日(月)
8月10日(水)	8月25日(木)
9月9日(金)	9月27日(火)
10月7日(金)	10月25日(火)
11月10日(木)	11月25日(金)
12月9日(金)	12月26日(月)
令和5年 1月10日(火)	令和5年 1月24日(火)
2月10日(金)	2月27日(月)
3月10日(金)	3月27日(月)

## 農業者年金に加入しませんか

農業者年金は、農業従事者が任意で加入できる年金制度で、国民年金（基礎年金）の上乗せ年金のひとつです。

農地を所有していない農業従事者、配偶者や後継者などの家族従事者も加入できます。

### ■対象者

次のすべてに該当する方

- ・年間60日以上、農業に従事する方
  - ・国民年金の第1号被保険者（保険料納付免税者を除く）
  - ・20歳以上60歳未満の方
- ※国民年金の付加年金（付加保険料 月額400円）への加入が必要になります。

### 保険料

農業経営の状況や老後設計に応じて、自分で保険料を決定できます。

通常加入は月額2万円から6万7,000円までの間で、1,000円単位で選択可能です。

※35歳未満で一定の要件を満たす方は1万円から加入するこ

とができます。

支払った保険料の全額が社会保険料控除の対象となり、節税効果があります。

### 受給

- ・65歳からの終身給付（60歳からの繰り上げ給付も可能）
- ・積み立てた保険料の運用収益が非課税扱いとなり、将来、年金額の一部として受給することが可能

※80歳未満で死亡した場合は、受給者遺族に一時金（80歳までに受け取る農業者老齢年金の現在の価値相当額）が給付されます。

### 脱退

脱退は自由です。

脱退一時金は支給されませんが、加入期間に関わらず、支払った保険料は将来、受給することができます。

### 申し込むには

詳しい手続きについては、農業委員会かお近くの市内JA窓口までお問い合わせください。

## 家族経営協定を結んでみませんか

農業の経営は、家族単位で営む家族経営が大半を占めており、仕事と生活の境目が明確ではありません。そのため、労働時間や労働報酬など、様々な問題が生まれがちです。

農業委員会では「家族経営協定」の締結をお勧めしています。家族経営協定とは、農業経営に携わる家族全員が意欲とやりがいをもって経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、働きやすい就業環境の整備などについて、家族みんなで話し合って作成するものです。



## 農地転用には農地法の許可が必要です

農地を農地以外にする「農地転用」は、原則として農地法の転用許可が必要です。許可なく転用した場合や、許可を受けたとおりに転用をしなかった場合には、原状回復などの命令や罰則の適用もありえます。

転用の許可申請受付は、市農業委員会で行っています。農地転用には様々な基準・要件があり、その調査や照会にお時間をいただく場合がありますので、お早めにご相談ください。